

長野県上伊那広域水道用水企業団議会の定例会の回数を定める条例

〔昭和 55 年 7 月 25 日〕  
〔条 例 第 10 号〕

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定による長野県上伊那広域水道用水企業団議会の定例会の回数は、年 2 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長野県上伊那広域水道用水企業団議会の定例会の招集の時期に関する規則

〔昭和 55 年 7 月 25 日〕  
規 則 第 2 号

長野県上伊那広域水道用水企業団議会の定例会は、毎年 3 月及び 10 月に招集するのを常例とする。都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。